

問 1

C F P[®]認定者にとって業務を行ううえで留意しなければならないのが、関連業法等の順守です。以下の設問A、Bについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 1)

(設問A) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本設問においては、特定受託事業者を「フリーランス」といい、また、「業務委託事業者」は従業員を使用する法人（特定業務委託事業者）でありフリーランスに6ヵ月以上の業務委託をするものとする。

1. 業務委託事業者は、フリーランスに対して発注した物品の受取日やフリーランスの役務の提供日から起算して90日以内のできる限り短い期間内に、フリーランスに対して報酬を支払わなければならない。
2. 業務委託事業者が、フリーランスに対し業務委託をした場合、直ちに、取引条件として定めた業務内容や報酬額等を書面または電磁的方法によって明示しなければならない。
3. 業務委託事業者は、フリーランスに対して、正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させてはならない。
4. 業務委託事業者は、継続的業務委託に係る契約を更新しない場合または解除する場合、原則として、フリーランスに対して少なくとも30日前までにその予告をしなければならない。

(問題 2)

(設問B) 個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 生存する個人に関する情報で、顔や指紋など特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号で特定の個人を識別できるものは、個人情報に該当する。
2. 個人情報取扱事業者は、要配慮個人情報に該当する人種、信条などの記述が含まれる個人情報を取得する場合、原則として、あらかじめ本人の同意を得なければならない。
3. 個人情報取扱事業者は、合併による事業の承継に伴って個人データを承継会社に提供する場合、あらかじめ本人の同意を得る必要はない。
4. 個人情報取扱事業者は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超える場合は、本人の同意を得ることにより、個人情報の利用目的を変更することができる。

問2

C F P[®]認定者にとって、ライフプランニングに関する最新の情報に関心をもち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題3)

(設問A) 障害者の雇用の促進等に関する法律に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ・ 法定雇用障害者数の算定において、1人未満の端数が生じた場合、その端数は(ア)。
- ・ 実雇用障害者数の算定において、重度身体障害者または重度知的障害者であり、かつ、週の所定労働時間が30時間以上である労働者は、その1人をもって(イ)に相当するものとみなす。
- ・ 常時雇用する労働者が100人を超える事業主が、障害者法定雇用率を超えて障害者を雇用している場合は、障害者法定雇用率を超えて雇用している障害者数に応じて、原則として1人当たり月額29,000円の障害者雇用調整金が支給される。一方、障害者法定雇用率を未達成の場合は、法定雇用障害者数に不足する障害者数に応じて1人当たり月額(ウ)の障害者雇用納付金を納付しなければならない。

1. (ア) 切り捨てる (イ) 2人 (ウ) 50,000円
2. (ア) 切り捨てる (イ) 3人 (ウ) 30,000円
3. (ア) 切り上げる (イ) 2人 (ウ) 30,000円
4. (ア) 切り上げる (イ) 3人 (ウ) 50,000円

(問題4)

(設問B) 児童手当法に基づく児童手当に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、支給要件を満たしているものとする。

1. 児童手当の支給対象となる児童は、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者である。
2. 親等から生計費の負担を受けている子が、大学生(20歳)、高校生(17歳)および中学生(15歳)の場合、第3子である中学生(15歳)を対象として支給される児童手当の月額額は、10,000円である。
3. 児童手当の支給対象となる児童の親等の所得が一定額以上の場合、児童手当の支給は制限される。
4. 児童手当は、原則として、毎年偶数月にそれぞれの前月分までが支給される。

(問題5)

(設問C) 都道府県・指定都市社会福祉協議会（窓口業務は市町村の社会福祉協議会等で実施）の日常生活自立支援事業（以下「本事業」という）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 生活保護受給世帯における本事業の利用料は、その他の世帯に係る利用料の2分の1である。
2. 契約締結前の相談や支援計画の作成および契約締結後のサービス利用は、いずれも有料である。
3. 本事業には、年金証書や預貯金通帳、実印、銀行印のほか、宝石や書画、骨董品を預かるサービスがある。
4. 本事業を利用している者は、福祉施設に入所した場合や病院に入院した場合であっても、本事業の利用を継続することができる。

(問題6)

(設問D) 飲食店を経営している荒木さんは、新規に店舗を出店するかどうか検討している。以下の＜資料＞に基づく投資の意思決定に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算し、計算過程で万円未満の端数が生じた場合は万円未満を四捨五入すること。

＜資料＞

[投資条件]

投資額：2,600万円

資本コスト：年7%

	投資によって将来得られるキャッシュフロー
1年後	500万円
2年後	900万円
3年後	1,500万円

[意思決定の基準]

当初3年間に得られるキャッシュフローの正味現在価値による。

- ・ 正味現在価値が正の場合：新規出店を実施する。
- ・ 正味現在価値が負の場合：新規出店を実施しない。

[正味現在価値の計算式]

正味現在価値＝将来キャッシュフローの現在価値－投資するキャッシュの現在価値

1. この投資の正味現在価値は▲284万円であるため、新規出店を実施しない。
2. この投資の正味現在価値は▲246万円であるため、新規出店を実施しない。
3. この投資の正味現在価値は▲123万円であるため、新規出店を実施しない。
4. この投資の正味現在価値は97万円であるため、新規出店を実施する。

問3

パーソナルファイナンスに関する以下の設問A～Cについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、設問A、Bについては以下の＜資料＞に基づいて解答してください。

＜資料＞

【収入に関する事項】

○収入（年間・手取り）

柴田 拓也さん（本人・会社員）：現在450万円

柴田 裕子さん（妻・パート）：現在150万円

【支出に関する事項】

○基本生活費：年間300万円

○住宅関連費（社宅）

家賃：年間72万円

○教育費

長男：公立小学校、私立中学校、私立高校に進学を予定している。

長女：公立小学校、公立中学校、公立高校に進学を予定している。

	小学校	中学校		高校	
	公立	公立	私立	公立	私立
年間教育費	35万円	50万円	110万円	45万円	90万円
入学一時金	—	10万円	40万円	15万円	35万円

※キャッシュフロー表の「教育費」について、小学校に入学する年の前年までに記載されている金額は、保育料である。

○保険料：年間36万円

○自動車関連費

維持費：年間20万円

買替え：2030年に300万円

車検：2026年、2028年、2033年、2035年、2037年、2039年に車検を行う。費用は1回当たり15万円

○その他支出：年間15万円

○一時的支出：2036年に家族旅行費用50万円

【留意事項】

- ・ キャッシュフロー表の同一の欄に計上する項目が複数ある場合、それらの合計額に変動率を適用し算出した金額によること。
- ・ ＜資料＞の金額はすべて2025年（基準年）時点の現在価値である。

＜現状のキャッシュフロー表＞

(単位：万円)

経過年数			基準年	1	2	3	4	5	6	7
西暦(年)			2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
家族・年齢	柴田 拓也	本人	35	36	37	38	39	40	41	42
	裕子	妻	34	35	36	37	38	39	40	41
	陽翔	長男	3	4	5	6	7	8	9	10
	結菜	長女	1	2	3	4	5	6	7	8
ライフイベント							長男 小学校 入学	自動車 買替え	長女 小学校 入学	
			変動率							
収入	本人	2.0%	450	459	468	478	487	497	507	517
	妻	2.0%	150	153	156					
	収入合計	—	600	612	624					
支出	基本生活費	2.0%	300	306	312					
	住宅関連費	0.0%	72	72	72	72	72	72	72	72
	教育費(長男)	2.0%	45	36	31	32	38	39	39	40
	教育費(長女)	2.0%	45	46	47	37	32	33	39	40
	保険料	0.0%	36	36	36	36	36	36	36	36
	自動車関連費	2.0%	20	36						
	その他支出	2.0%	15	15	16					
	一時的支出	2.0%	0	0	0	0	0	0	0	0
	支出合計	—	533	547						
年間収支			—	67	65			(ア)		
預貯金等残高			2.0%	1,000	1,085					1,535

経過年数			8	9	10	11	12	13	14	15
西暦(年)			2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040
家族・年齢	柴田 拓也	本人	43	44	45	46	47	48	49	50
	裕子	妻	42	43	44	45	46	47	48	49
	陽翔	長男	11	12	13	14	15	16	17	18
	結菜	長女	9	10	11	12	13	14	15	16
ライフイベント					長男 中学校 入学	家族旅行	長女 中学校 入学	長男 高校入学		長女 高校入学
			変動率							
収入	本人	2.0%	527	538	549	560	571	582	594	606
	妻	2.0%			183	187	190	194	198	202
	収入合計	—			732	747	761	776	792	808
支出	基本生活費	2.0%	351	359	366	373	380	388	396	404
	住宅関連費	0.0%	72	72	72	72	72	72	72	72
	教育費(長男)	2.0%	41	42						
	教育費(長女)	2.0%	41							
	保険料	0.0%	36	36	36	36	36	36	36	36
	自動車関連費	2.0%								
	その他支出	2.0%	18	18	18	19	19	19	20	20
	一時的支出	2.0%	0	0	0	62	0	0	0	0
	支出合計	—			(イ)					
年間収支			—							
預貯金等残高			2.0%	1,669						

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。
 ※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。
 ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。
 ※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

(問題 7)

(設問A) 柴田さん夫婦は、将来の資金計画についてCFP[®]認定者に相談し、キャッシュフロー表を作成してもらうことにした。現状のキャッシュフロー表中の空欄(ア)、(イ)にあてはまる金額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

1. (ア) ▲218 (イ) 712
2. (ア) ▲218 (イ) 761
3. (ア) ▲196 (イ) 712
4. (ア) ▲196 (イ) 761

(問題 8)

(設問B) 柴田さん夫婦は、2033年に自宅の購入を検討しており、裕子さんの働き方および保険の見直しを考えている。そこで、CFP[®]認定者は、以下の〈見直しの内容〉を提案し、それに伴うキャッシュフロー表を作成した。見直し後のキャッシュフロー表中の空欄(ウ)にあてはまる金額として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては係数表を使用せず、電卓にて計算すること。

〈見直しの内容〉

- ・裕子さんの収入(年間・手取り)
2033年から180万円(現在価値)
- ・住宅関連費
2033年に自宅(戸建て)を購入する。
頭金・諸経費: 500万円
住宅ローン: 金利年2.0%(全期間固定)
元利均等返済(ボーナス返済なし)
年間返済額142万円(2033年以降)
債務者は拓也さんで65歳時に完済予定
固定資産税等: 年間5万円(2033年以降)
- ・保険料
2033年から年間18万円(住宅ローンの借入に伴い減額)

1. 1,116
2. 1,147
3. 1,152
4. 1,165

<見直し後のキャッシュフロー表>

(単位：万円)

経過年数			基準年	1	2	3	4	5	6	7
西暦(年)			2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
家族・年齢	柴田 拓也	本人	35	36	37	38	39	40	41	42
	裕子	妻	34	35	36	37	38	39	40	41
	陽翔	長男	3	4	5	6	7	8	9	10
	結菜	長女	1	2	3	4	5	6	7	8
ライフイベント							長男 小学校 入学	自動車 買替え	長女 小学校 入学	
			変動率							
収入	本人	2.0%	450	459	468	478	487	497	507	517
	妻	2.0%	150	153	156					
	収入合計	—	600	612	624					
支出	基本生活費	2.0%	300	306	312					
	住宅関連費	0.0%	72	72	72	72	72	72	72	72
	教育費(長男)	2.0%	45	36	31	32	38	39	39	40
	教育費(長女)	2.0%	45	46	47	37	32	33	39	40
	保険料	0.0%	36	36	36	36	36	36	36	36
	自動車関連費	2.0%	20	36						
	その他支出	2.0%	15	15	16					
	一時的支出	2.0%	0	0	0	0	0	0	0	0
	支出合計	—	533	547						
年間収支			—	67	65					
預貯金等残高			2.0%	1,000	1,085					1,535

経過年数			8	9	10	11	12	13	14	15
西暦(年)			2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040
家族・年齢	柴田 拓也	本人	43	44	45	46	47	48	49	50
	裕子	妻	42	43	44	45	46	47	48	49
	陽翔	長男	11	12	13	14	15	16	17	18
	結菜	長女	9	10	11	12	13	14	15	16
ライフイベント			住宅購入		長男 中学校 入学	家族旅行	長女 中学校 入学	長男 高校入学		長女 高校入学
			変動率							
収入	本人	2.0%	527	538	549	560	571	582	594	606
	妻	2.0%								
	収入合計	—								
支出	基本生活費	2.0%	351	359	366	373	380	388	396	404
	住宅関連費	0.0%								
	教育費(長男)	2.0%	41	42						
	教育費(長女)	2.0%	41							
	保険料	0.0%								
	自動車関連費	2.0%								
	その他支出	2.0%	18	18	18	19	19	19	20	20
	一時的支出	2.0%	0	0	0	62	0	0	0	0
	支出合計	—								
年間収支			—							
預貯金等残高			2.0%	(ウ)						

※問題作成の都合上、一部空欄にしてある。また、記載されている数値は正しいものとする。

※各項目の計算に当たっては端数を残し、表中に記入の際は万円未満四捨五入したものを使用すること。

ただし、預貯金等残高は各年ごとに端数を残さず、万円未満四捨五入のうえ計算すること。

※収入合計と支出合計、年間収支は表中に記載すべき整数で計算すること。

(問題9)

(設問C) 杉山さんは2031年3月末に定年を迎え、退職一時金を受け取る。定年後の5年間は、雇用形態は変わるものの引き続き就労して、2036年3月末にリタイアする予定である。杉山さんはリタイア後の生活資金を準備するため、2026年4月1日から資金運用を開始する。リタイア後の2036年4月1日以降は、退職一時金と蓄えた資金を複利運用しながら取り崩して、生活費および住宅のリフォーム費用に充てたいと考えている。以下の〈条件〉に基づく場合、2046年4月1日から2066年3月末までの20年間、毎年3月末に取り崩すことができる一定金額(最大額)として、正しいものはどれか。なお、運用益についての税金等は考慮しないものとする。また、計算に当たっては、以下の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り捨てること。

〈条件〉

[リタイア前]

- ・ 自助努力で準備した老後のための資金600万円(2026年3月末時点)を、2026年4月1日から2036年3月末までの10年間、年利2.0%で複利運用する。
- ・ 2031年3月末に受け取る退職一時金1,800万円(手取り額)を、2031年4月1日から2036年3月末までの5年間、年利2.0%で複利運用する。
- ・ 2026年4月1日から2031年3月末までの5年間、毎年3月末に80万円を積み立てながら、年利1.5%で複利運用し、積み立てた金額を2031年4月1日から2036年3月末までの5年間は年利1.5%で複利運用する。
- ・ 2031年4月1日から2036年3月末までの5年間、毎年3月末に50万円を積み立てながら、年利1.5%で複利運用する。

[リタイア後]

リタイアするまでに蓄えた資金について、次のA、BおよびCの運用と取崩しを行う。

A：2036年4月1日からの5年間、年利1.5%で複利運用し、2041年3月末にリフォーム資金として600万円を取り崩す。

B：上記Aのほか、2036年4月1日から2046年3月末までの10年間、年利1.5%で複利運用しながら、毎年3月末に140万円ずつ取り崩す。

C：上記AおよびBの運用と取崩しを行った後、その残額を2046年4月1日から2066年3月末までの20年間は年利1.0%で複利運用しながら、毎年3月末に一定金額ずつ取り崩す。

<係数表> ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
5年	1.051	1.077	1.104
10年	1.105	1.161	1.219
20年	1.220	1.347	1.486

[現価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
5年	0.951	0.928	0.906
10年	0.905	0.862	0.820
20年	0.820	0.742	0.673

[年金終価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
5年	5.101	5.152	5.204
10年	10.462	10.703	10.950
20年	22.019	23.124	24.297

[年金現価係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
5年	4.853	4.783	4.713
10年	9.471	9.222	8.983
20年	18.046	17.169	16.351

[資本回収係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
5年	0.206	0.209	0.212
10年	0.106	0.108	0.111
20年	0.055	0.058	0.061

[減債基金係数]

期間	1.0%	1.5%	2.0%
5年	0.196	0.194	0.192
10年	0.096	0.093	0.091
20年	0.045	0.043	0.041

1. 95万円
2. 97万円
3. 98万円
4. 100万円

問4

住宅取得や教育に係る資金設計等に関する以下の設問A～Gについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題10)

(設問A) 米田さん(会社員・年収800万円)は、住宅の購入を計画しており、CFP[®]認定者に以下の<条件>に基づくシミュレーションを依頼した。このシミュレーションにおける購入可能な物件価格の上限として、正しいものはどれか。なお、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、住宅ローンの借入額および物件価格については10万円未満を切り捨てること。また、消費税および贈与税については考慮しないものとする。

<条件>

- ・ 用意した住宅購入資金400万円と父から贈与される200万円を住宅購入に充てる。これらの資金で不足する分については、住宅ローンを利用する。
- ・ 住宅ローンの借入額については、住宅ローンの年間元利合計返済額が、現在の年収の20%となるようにする。
- ・ 住宅ローンの条件は、年利2.0%(全期間固定)、返済期間35年(返済回数420回)、元利均等返済、毎月返済のみ(ボーナス返済なし)とする。
- ・ 借入額100万円当たりの毎月の元利合計返済額は3,312円とする。
- ・ 住宅購入のための諸費用は物件価格の8%とし、上記で準備した資金の中から充てるものとする。

1. 4,090万円
2. 4,270万円
3. 4,420万円
4. 4,620万円

(問題 1 1)

(設問B) 大津さんは、以下の＜住宅ローン＞について返済額軽減型の繰上げ返済を検討中である。借入れから10年経過した時点(返済回数120回終了後)で、500万円の繰上げ返済を行った場合、削減される年間の返済額(元利合計)として、正しいものはどれか。なお、繰上げ返済のための手数料等については考慮しないこと。また、計算に当たっては、以下の係数表を乗算で使用し、計算過程で端数が生じた場合は円未満を四捨五入し、解答に当たっては万円未満を切り捨てること。

＜住宅ローン＞

借入額：2,500万円

借入金利：年1.5% (全期間固定)

返済方法：元利均等返済、毎月返済のみ(ボーナス返済なし)

返済期間：25年(返済回数300回)

＜係数表＞ ※係数表の数値は正しいものとする。

[終価係数(1ヵ月用)]

期間	1.5%
10年	1.16173
15年	1.25215
25年	1.45465

[現価係数(1ヵ月用)]

期間	1.5%
10年	0.86079
15年	0.79863
25年	0.68745

[年金終価係数(1ヵ月用)]

期間	1.5%
10年	129.38033
15年	201.71741
25年	363.72058

[年金現価係数(1ヵ月用)]

期間	1.5%
10年	111.36912
15年	161.09726
25年	250.03980

[資本回収係数(1ヵ月用)]

期間	1.5%
10年	0.00898
15年	0.00621
25年	0.00400

[減債基金係数(1ヵ月用)]

期間	1.5%
10年	0.00773
15年	0.00496
25年	0.00275

1. 6万円
2. 37万円
3. 46万円
4. 74万円

(問題 12)

(設問C) 日本学生支援機構の第一種奨学金の貸与を以下の<資料>のとおり受けた場合、返還する割賦金の月賦分(ア)と半年賦分(イ)の額の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、割賦金の計算に当たっては、円未満の端数は切り捨てること。

<資料>

貸与月額：51,000円

貸与月数：48ヵ月

返還方式：定額返還方式

割賦方法：月賦・半年賦併用返還

※月賦分貸与金額は貸与総額の2分の1とし、残り2分の1を半年賦分貸与金額とする。

○割賦金の計算式

割賦金＝貸与金額÷返還回数

※返還回数(月賦分)＝返還年数×12

返還回数(半年賦分)＝返還年数×2

※返還年数は、貸与総額を〔奨学金返還年数算出表〕における割賦金の基礎額で除して求める(小数点以下切捨て)。

〔奨学金返還年数算出表〕

貸与総額	割賦金の基礎額
1,100,001円～1,300,000円	100,000円
1,300,001円～1,500,000円	110,000円
1,500,001円～1,700,000円	120,000円
1,700,001円～1,900,000円	130,000円
1,900,001円～2,100,000円	140,000円
2,100,001円～2,300,000円	150,000円
2,300,001円～2,500,000円	160,000円
2,500,001円～3,400,000円	170,000円

1. (ア) 4,250円 (イ) 25,500円
2. (ア) 6,800円 (イ) 40,800円
3. (ア) 7,285円 (イ) 43,714円
4. (ア) 13,600円 (イ) 81,600円

(問題 13)

(設問D) 2025年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除(以下「住宅ローン控除」という)に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、住宅ローン控除の適用要件を満たしているものとする。

現下の急激な住宅価格の上昇等の状況を踏まえ、子育て世帯や若者夫婦世帯における住宅取得を支援する観点から、子育て世帯・若者夫婦世帯には、住宅ローン控除に係る借入限度額について特例が設けられている。2025年に新築住宅である認定長期優良住宅を取得・入居した場合の控除対象借入限度額の上限は、(ア)である。

なお、子育て世帯・若者夫婦世帯とは以下の世帯をいう。

子育て世帯：(イ)未満の扶養親族を有する者

若者夫婦世帯：(ウ)未満であって配偶者を有する者、または(ウ)以上であって(ウ)未満の配偶者を有する者

※年齢は2025年12月31日時点の現況による。

1. (ア) 4,500万円 (イ) 19歳 (ウ) 35歳
2. (ア) 4,500万円 (イ) 23歳 (ウ) 40歳
3. (ア) 5,000万円 (イ) 19歳 (ウ) 40歳
4. (ア) 5,000万円 (イ) 23歳 (ウ) 35歳

(問題 14)

(設問E) 日本政策金融公庫の教育一般貸付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 借入申込人の世帯で扶養する子が2人以内で、そのいずれかの子が自宅外通学(予定)者である場合、世帯年収(所得)の上限が緩和される。
2. 教育資金融資保証基金の保証を受ける場合の保証料は、元金据置期間の有無にかかわらず、保証金額(借入金額)および返済期間に応じた額である。
3. 融資限度額が学生・生徒1人につき450万円とされるのは、大学院や海外留学(修業年限3ヵ月以上の外国の教育施設への留学)の場合などであり、自宅外通学の場合は350万円が限度となる。
4. 在学期間中は元金の返済を据え置き、利息のみの返済とすることもできるが、この場合の元金据置期間は返済期間に含まれない。

(問題 15)

(設問F) 目黒さんは、2025年6月に海外旅行代金30万円、同年8月に時計の購入代金5万円の支払いにクレジットカードを利用し、いずれもリボルビング払いにより返済している。目黒さんの返済に係る下表の空欄(ア)にあてはまる数値として、正しいものはどれか。なお、利息の計算に当たっては月割計算し、円未満の端数は切り捨てること。

<返済条件>

利息：前月末の残高に対して年利15%

毎月返済額：2万円(元利定額払い)

<元利定額リボルビング払い返済表>

(単位：円)

返済年月	返済額			月末残高
		利息	元金	
2025年6月	—	—	—	300,000
7月	20,000			
8月	20,000			
9月	20,000			
10月	20,000			(ア)

※問題作成の都合上、表の一部を空欄にしてある。

1. 233,769
2. 284,394
3. 285,027
4. 285,668

(問題 16)

(設問G) 貸金業法に基づく指定信用情報機関制度に関する次の記述の空欄 (ア) ～ (エ) にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ・ 指定信用情報機関制度は、多重債務問題解決の重要な柱の1つである過剰貸付規制を実効性あるものとするため、貸金業者が個々の借り手の総借入残高を把握できる仕組みとして創設された制度である。
- ・ 指定信用情報機関とは、貸金業法で定められた一定の要件を満たし、(ア)の指定を受けた信用情報機関のことをいう。複数の信用情報機関が指定信用情報機関として指定を受けた場合、貸付金の残高情報などの個人信用情報の相互交流 (イ)。
- ・ 信用情報機関に登録される内容には、会員企業と締結した契約内容や支払状況に関する情報などがあり、クレジット情報は契約期間中および契約終了後、原則として最長 (ウ) 登録される。信用情報機関に登録された自身の情報について、本人は確認すること (エ)。

- | | | | |
|---------------|----------------|---------|-----------|
| 1. (ア) 金融庁長官 | (イ) をしなければならない | (ウ) 3年間 | (エ) ができる |
| 2. (ア) 金融庁長官 | (イ) は任意である | (ウ) 5年間 | (エ) はできない |
| 3. (ア) 内閣総理大臣 | (イ) をしなければならない | (ウ) 5年間 | (エ) ができる |
| 4. (ア) 内閣総理大臣 | (イ) は任意である | (ウ) 3年間 | (エ) はできない |

問5

働き方とその関連法令に関する以下の設問A～Iについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題17)

(設問A) 最低賃金法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 労働者と使用者との間の労働契約において最低賃金額に達しない賃金を定めた場合、その部分は無効となり、無効となった部分は最低賃金と同様の定めをしたものとみなされる。
2. 試用期間中の者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けた場合、その者の労働能力その他の事情を考慮して、最低賃金額を減額することができる。
3. 派遣中の労働者については、その派遣先の事業場で特定最低賃金の適用がない場合、派遣元の事業場の所在地を含む地域の地域別最低賃金が適用される。
4. 使用者は、原則として、最低賃金の概要を労働者に周知するための措置を講じなければならない。

(問題18)

(設問B) 2025年4月1日施行の改正雇用保険法に基づく基本手当の給付制限に関する次の記述の空欄(ア)～(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、基本手当の受給要件はすべて満たしているものとし、離職日および教育訓練等の受講開始日は2025年4月1日以降であるものとする。

改正前は、雇用保険の被保険者が正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合、基本手当の受給資格決定日から(ア)の待期期間満了後、給付制限期間を経過するまで基本手当は支給されなかった。

改正後は、教育訓練給付金の対象となる教育訓練等、所定の教育訓練を離職日前(イ)以内に受けたときまたは離職日以後に受けているときは、給付制限が解除されることとなった。なお、雇用保険の被保険者が正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合の給付制限期間は、原則として、(ウ)である。

1. (ア) 7日間 (イ) 6ヵ月 (ウ) 2ヵ月
2. (ア) 10日間 (イ) 6ヵ月 (ウ) 1ヵ月
3. (ア) 7日間 (イ) 1年 (ウ) 1ヵ月
4. (ア) 10日間 (イ) 1年 (ウ) 2ヵ月

(問題 19)

(設問C) 高倉さん(48歳)は、2025年9月末日に26年間継続勤務していたPZ株式会社を自己都合により退職し、10月に公共職業安定所へ求職の申込みを行った。以下の<資料>に基づいて計算した高倉さんに支給される雇用保険の基本手当の日額として、正しいものはどれか。なお、高倉さんはこれまで基本手当を受けたことはない。また、賃金日額および基本手当の日額に端数が生じた場合は、円未満を切り捨てること。

<資料>

[高倉さんの2025年2月から9月までの給与等の状況]

(単位：円)

月別実出勤日数	基本給	歩合給	時間外手当	通勤手当
2月分 18日	320,000	15,000	10,000	12,000
3月分 20日	320,000	20,000	18,000	12,000
4月分 21日	360,000	—	14,000	12,000
5月分 20日	360,000	—	11,000	12,000
6月分 21日	360,000	—	15,000	12,000
7月分 5日	90,000	—	0	3,000
8月分 15日	270,000	—	0	9,000
9月分 20日	360,000	—	8,000	12,000
合計 140日	2,440,000	35,000	76,000	84,000

※高倉さんには基本給のほか、3月まで歩合給が支払われていたが、4月に役職者に昇進したことで基本給が増額となり、歩合給の支給がなくなった。

※7月に病気のため入院し、8月に職場復帰した。欠勤開始時点で年次有給休暇の残日数がなかったため、7月分および8月分の基本給、通勤手当は日割計算したものに基づく。

※その他の支給額：賞与(6月25日) 750,000円

退職金(9月末日) 8,000,000円

※賃金締切日は月の末日、賃金支払日は当月末日であるものとする。

※便宜上、実出勤日数と賃金支払基礎日数は同じであるものとする。

[基本手当の日額の計算式(離職時の年齢が45歳以上60歳未満)]

賃金日額(W)	基本手当の日額
2,869円以上 5,200円未満	0.8W
5,200円以上 12,790円以下	$0.8W - 0.3 \{(W - 5,200) \div 7,590\} W$
12,790円超 17,270円以下	0.5W
17,270円(上限額)超	8,635円(上限額)

1. 6,217円
2. 6,381円
3. 8,152円
4. 8,635円

(問題20)

(設問D) P Y株式会社に正社員として勤務する西岡さん(38歳)は、妻が2025年9月1日出産したため、出産日から9月28日までの28日間、出生時育児休業(産後パパ育休)を取得し、9月29日より職場復帰した。以下の<資料>に基づき、西岡さんに支給される雇用保険の出生時育児休業給付金の額として、正しいものはどれか。なお、記載のない事項については、出生時育児休業給付金の支給要件を満たしているものとし、出生後休業支援給付金については、考慮しないものとする。

<資料>

[西岡さんの2025年3月から8月までの給与等の状況] (単位:円)

月別実出勤日数		基本給	時間外手当	通勤手当
3月分	20日	300,000	35,000	21,000
4月分	21日	320,000	42,000	21,000
5月分	20日	320,000	40,000	21,000
6月分	21日	320,000	37,000	21,000
7月分	22日	320,000	40,000	21,000
8月分	16日	320,000	30,000	21,000
合計	120日	1,900,000	224,000	126,000

※その他の支給額:賞与(6月20日) 550,000円

※出生時育児休業期間である9月1日から28日に係る給与の支払いはない。

[出生時育児休業給付金に係る賃金日額の上限額] 15,690円

1. 175,000円
2. 234,500円
3. 350,000円
4. 469,000円

(問題 2 1)

(設問 E) 雇用保険の育児休業等給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、被保険者は雇用保険の一般被保険者であるものとし、記載のない事項については、育児休業等給付の支給要件を満たしているものとする。

1. 育児休業給付金は、原則として、被保険者が1歳に満たない子を養育するための休業をし、育児休業を開始した日前1年間にみなし被保険者期間が通算して6ヵ月以上ある場合に支給される。
2. 出生後休業支援給付金は、被保険者が父親である場合、一定の場合を除いて配偶者(母親)の育児休業取得の有無を要件とせず、被保険者が出生時育児休業給付金の支給事由となる出生時育児休業(産後パパ育休)を通算14日以上取得したときは、最大28日分支給される。
3. 出生後休業支援給付金の額は、1日当たり休業開始時賃金日額の13%相当額である。
4. 育児時短就業給付金は、2歳に満たない子を養育する被保険者が所定労働時間を短縮して就業した場合、賃金が低下するなど一定の要件を満たしたときに、原則として、支給対象月に支払われた賃金の額の10%相当額が支給される。

(問題 2 2)

(設問 F) 浅見さん(59歳)は高年齢雇用継続給付の受給を検討している。浅見さんの雇用保険の高年齢雇用継続給付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、高年齢雇用継続給付の支給要件を満たすものとする。

1. 高年齢雇用継続基本給付金は、支給対象月に支払われた賃金の額が60歳到達時の賃金月額 $\times$ 80%未満となった場合に支給される。
2. 高年齢雇用継続基本給付金は、支給対象月に支払われた賃金の額が60歳到達時の賃金月額の61%未満である場合、支給対象月に支払われた賃金の額の15%相当額が支給される。
3. 高年齢再就職給付金は、前職の離職日が60歳前でなければ支給されない。
4. 高年齢再就職給付金は、再就職日の前日における基本手当の支給残日数が200日以上の場合、再就職日の翌日から起算して2年を経過する日の属する月または65歳到達月のいずれか早い月まで支給される。

(問題 23)

(設問G) HA株式会社に勤務する宇野さんは、2025年9月12日に業務上の災害により負傷し、同日より療養のため休業した。以下の＜資料＞に基づき、宇野さんが受給することができる労働者災害補償保険の休業補償給付および休業特別支給金の合計額として、正しいものはどれか。なお、休業補償給付の支給要件はすべて満たしているものとする。また、解答に当たっては、給付基礎日額は円未満を切り上げ、休業補償給付日額および休業特別支給金日額は円未満を切り捨てること。

＜資料＞

[宇野さんの2025年6月から8月までの給与等の状況]

(単位：円)

支払月	総日数	実出勤日数	基本給	家族手当	結婚祝金
6月	30日	21日	300,000	0	0
7月	31日	22日	300,000	0	50,000
8月	31日	20日	300,000	30,000	0
合計			900,000	30,000	50,000

※上記に記載のないものの支給はなく、賃金締切日は月の末日であるものとする。

※HA社の公休日は、土曜日・日曜日・祝日である。

※休業特別支給金の額は、給付基礎日額の20%相当額である。

[宇野さんのデータ]

- ・ 休業期間は、2025年9月12日（金）から30日（火）までの19日間、休業期間中における公休日の合計は8日間である。
- ・ 休業期間に係る賃金の支払いはなく、私傷病による休暇は取得していない。
- ・ 複数事業労働者ではなく、同一の支給事由に基づく障害厚生年金等は受給していない。

[給付基礎日額の計算式]

給付基礎日額＝
$$\frac{\text{算定事由発生日（賃金締切日がある場合は直前の賃金締切日）以前3ヵ月間の賃金総額}}{\text{その3ヵ月間の総日数}}$$

1. 88,946円
2. 125,200円
3. 129,376円
4. 132,176円

(問題 2 4)

(設問 H) 労働安全衛生法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、常時使用する労働者が 50 人以上の事業場であるものとする。

1. 事業者は、特定業務従事者を除く常時使用する労働者に対し、労働者本人の希望の有無にかかわらず、1 年以内ごとに 1 回、定期的に医師による健康診断を行わなければならない。
2. 事業者は、深夜業などの特定業務に常時従事する労働者に対し、労働者本人の希望の有無にかかわらず、当該業務への配置替えの際および 6 ヶ月以内ごとに 1 回、定期的に医師による健康診断を行わなければならない。
3. 事業者は、常時使用する労働者に対し、労働者本人の希望の有無にかかわらず、1 年以内ごとに 1 回、定期的に医師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（ストレスチェック）を行わなければならない。
4. 事業者は、1 ヶ月の時間外・休日労働が 80 時間を超えた労働者に対し、労働者本人の希望の有無にかかわらず、医師による面接指導を行わなければならない。

(問題 2 5)

(設問 I) 育児・介護休業法に基づく介護休業に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 介護休業の対象家族は、配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫、配偶者の父母、配偶者の祖父母である。
2. 要介護状態とは、負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2 週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態をいう。
3. 事業主は、労働者が介護休業の取得を申し出た日から休業開始予定日までが 2 週間に満たない場合、休業開始予定日から申し出後 2 週間を経過する日までの間のいずれかの日を休業開始日として指定することができる。
4. 事業主は、対象家族の介護を行う必要が生じたことを申し出た労働者に対し、介護休業制度等について周知するとともに、制度等の利用に係る申出の意向を確認するための面談等を行わなければならない。

問6

社会保険の適用や給付等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題26)

(設問A) 個人事業主の小山啓二さん(42歳)は、妻と子および母親の4人でP A市に居住している。

以下の<資料>に基づく啓二さんが支払う2025年度分の国民健康保険料の世帯合計額(年額)として、正しいものはどれか。なお、保険料の減免措置の適用はないものとする。

また、計算に当たっては、医療分、後期高齢者支援金等分、介護分のそれぞれの世帯合計額について、百円未満を切り捨てること。

<資料>

[小山家のデータ]

氏名	続柄	年齢	備考
小山 啓二	本人(世帯主)	42歳	前年の総所得金額(事業所得) 610万円
小山 美怜	妻	36歳	前年の総所得金額(給与所得) 80万円
小山 詩織	長女	5歳	未就学児
小山 葉子	母	69歳	前年の公的年金収入(老齢年金) 130万円

※家族4人は同一世帯であり、4人ともP A市の国民健康保険の被保険者である。

※上記のほかに収入はない。

[P A市の国民健康保険料(年額)]

所得割の算定基礎額＝前年の総所得金額等－基礎控除額43万円

項目	所得割の率	均等割(1人当たり)
医療分	8.49%	40,600円
後期高齢者支援金等分	2.66%	13,100円
介護分	2.34%	15,300円

※未就学児に係る均等割保険料について、その5割を軽減する。

※限度額については考慮しないものとする。

[公的年金等控除額]

納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る 合計所得金額 1,000万円 以下
65歳未満の者	130万円 以下	60万円
65歳以上の者	330万円 以下	110万円

1. 1,009,200円
2. 1,017,900円
3. 1,036,000円
4. 1,039,300円

(問題27)

(設問B) 谷口さんは、公的介護保険の要介護1と認定され、訪問介護サービスを利用している。以下の<資料>に基づく谷口さんの2025年9月の利用者負担額として、正しいものはどれか。

<資料>

[谷口さんの2025年9月の訪問介護サービスの利用状況等]

利用者負担割合：2割

1ヵ月当たりの支給限度：16,765単位

1単位当たりの介護報酬：10円

身体介護サービスの利用回数：12回

身体介護サービス1回当たりの利用時間：1時間

生活援助サービスの利用回数：4回

生活援助サービス1回当たりの利用時間：20分以上45分未満

[訪問介護費単位数表]

	利用時間	単位数
身体介護	20分未満	163単位
	20分以上30分未満	244単位
	30分以上1時間未満	387単位
	1時間以上 ※30分増すごとに82単位加算	567単位
生活援助	20分以上45分未満	179単位
	45分以上	220単位

1. 6,174円
2. 6,830円
3. 15,040円
4. 15,696円

(問題 28)

(設問C) 介護保険法に基づく介護保険制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 要介護認定を受けようとする被保険者は、申請書に被保険者証を添付して市町村または特別区に申請をしなければならないが、申請代行という方法も認められている。
2. 要介護認定の初回認定に係る有効期間は、原則 6 ヶ月である。
3. 要介護認定の有効期間中において介護状態に変化がある場合、要介護状態または要支援状態の区分の変更を申請することができる。
4. 要介護認定の更新の申請は、原則として、要介護認定の有効期間満了日の 30 日前から有効期間満了日までの間に行わなければならない。

(問題 29)

(設問D) 健康保険および厚生年金保険における適用事業所に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 強制適用事業所ではない個人の事業所は、同意を得るべき従業員の 2 分の 1 以上の同意を得て厚生労働大臣に申請し認可を受けることにより、適用事業所となることができる。
2. 個人の事業所であって常時使用する従業員が 5 人の税理士事務所は、強制適用事業所とならない。
3. 個人の事業所であって常時使用する従業員が 8 人の美容業の事業所は、強制適用事業所となる。
4. 法人の事業所が、従業員の退職により常時使用する従業員が 1 人となった場合、任意適用事業所の認可があったものとみなされる。

問7

公的医療保険に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、以下、全国健康保険協会管掌健康保険を「協会けんぽ」とします。

(問題30)

(設問A) 協会けんぽの被保険者である三上さんは、私傷病により2025年10月2日に労務不能となり、同一の傷病でその後職場復帰と労務不能を繰り返し、同月に延べ15日間欠勤した。以下の<資料>に基づき、三上さんが受け取ることができる傷病手当金の合計額として、正しいものはどれか。なお、傷病手当金の支給要件をすべて満たしているものとし、欠勤日について役職手当以外の報酬は支払われないものとする。

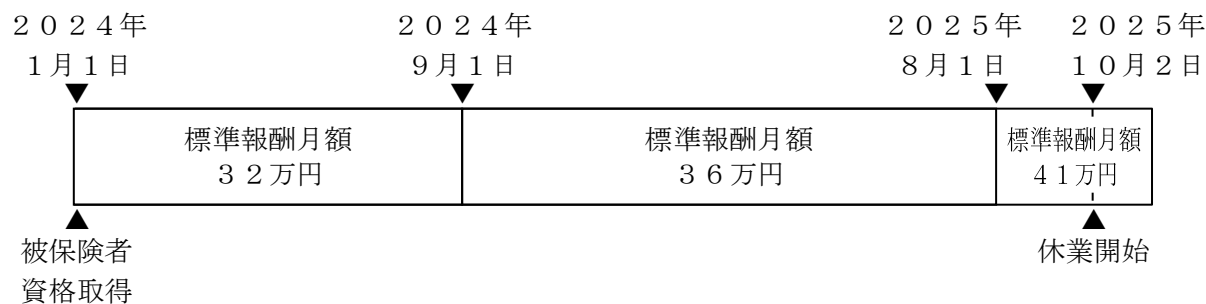
<資料>

[三上さんの2025年10月の勤務状況]

日	月	火	水	木	金	土
			1 ○出勤	2 ×欠勤	3 ○出勤	4 公休日
5 公休日	6 ○出勤	7 ×欠勤	8 ×欠勤	9 ×欠勤	10 ×欠勤	11 公休日
12 公休日	13 公休日	14 ×欠勤	15 ×欠勤	16 ×欠勤	17 ×欠勤	18 公休日
19 公休日	20 ×欠勤	21 ○出勤	22 ○出勤	23 ×欠勤	24 ×欠勤	25 公休日
26 公休日	27 ×欠勤	28 ×欠勤	29 ×欠勤	30 ○出勤	31 ○出勤	

※公休日は、すべて労務不能であったものとする。

[三上さんの標準報酬月額等の状況]



[10月に支払われた手当(月額)] 役職手当: 30,000円

[傷病手当金の1日当たりの額の計算式(円未満四捨五入)]

$$\underbrace{\text{支給開始月以前の直近の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額の平均額} \times \frac{1}{30} \times \frac{2}{3}}_{10 \text{ 円未満四捨五入}}$$

1. 80,080円
2. 131,040円
3. 149,040円
4. 152,880円

(問題31)

(設問B) 協会けんぽの任意継続被保険者に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 被保険者資格喪失日の前日まで継続して2ヵ月以上被保険者であった場合でも、最後に被保険者資格を喪失した事業所における被保険者であった期間が2ヵ月以上なければ、任意継続被保険者となることはできない。
2. 任意継続被保険者の保険料は、原則として、退職前1年間の標準報酬月額の前月平均額に基づいて算定される。
3. 任意継続被保険者となった場合、被保険者であった期間にかかわらず、資格喪失後の継続給付として傷病手当金を受給することはできない。
4. 任意継続被保険者でなくなることを希望し、その旨を申し出た場合、その申出が受理された日の属する月の翌月1日に任意継続被保険者の資格を喪失する。

(問題32)

(設問C) 協会けんぽの被保険者資格喪失後の継続給付、出産および死亡に係る給付に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については、支給要件を満たしているものとし、被保険者であった期間については任意継続被保険者ではなかったものとする。

1. 傷病手当金または出産手当金の資格喪失後の継続給付を受けるには、被保険者資格喪失日の前日まで引き続き1年以上被保険者であったことが必要である。
2. 出産手当金の支給を受けている被保険者が退職日に出勤した場合、出産手当金の資格喪失後の継続給付を受けることはできない。
3. 傷病手当金または出産手当金の資格喪失後の継続給付を受けていた者が、その給付を受けなくなった日後3ヵ月以内に死亡した場合、埋葬料または埋葬費が支給される。
4. 被保険者の資格喪失の日後3ヵ月以内に、その被扶養者であった者が死亡した場合、家族埋葬料が支給される。

(問題 33)

(設問D) 個人事業主の香川さん(48歳)は、体調を崩し、2025年6月から10月まで入院した。

以下の<資料>に基づく香川さんの2025年6月から10月までの高額療養費の支給額の合計として、正しいものはどれか。

<資料>

[香川さんのデータ]

- ・ 単身世帯であり、40歳以降はKO市の国民健康保険の被保険者である。
- ・ 「限度額適用認定証」の提示はしていないものとする。

[香川さんの2025年の医療費等]

	6月	7月	8月	9月	10月
医療費	80万円	70万円	50万円	60万円	60万円
自己負担額	24万円	21万円	15万円	18万円	18万円

※2024年6月から2025年5月の各月においては、医療費は発生していない。

※医療費はすべて保険適用であり、同一の医療機関における同一の診療科での入院についてのものである。

※入院時の食事代や差額ベッド代等の記載のない事項については考慮しないものとする。

※特定疾病に係る高額療養費の支給はないものとする。

[香川さんの高額療養費に係る自己負担限度額(月額)の計算式]

$167,400円 + (医療費 - 558,000円) \times 1\%$
多数回該当 93,000円

1. 135,720円
2. 210,540円
3. 222,720円
4. 297,540円

問 8

公的年金制度の仕組みや受給額等に関する以下の設問A～Hについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。なお、解答に当たっては、以下の計算式等を使用してください。また、年金額の計算に当たっては、計算過程、解答ともに円未満を四捨五入してください。以下、厚生年金保険を「厚生年金」とします。

[第1号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金の支給開始年齢（一部抜粋）]

生年月日	男子		女子	
	定額部分	報酬比例部分	定額部分	報酬比例部分
昭34.4.2～昭35.4.1	—	64歳	—	61歳
昭35.4.2～昭36.4.1	—	〃	—	62歳
昭36.4.2～昭37.4.1	—	(65歳)	—	〃
昭37.4.2～昭38.4.1	—	〃	—	63歳
昭38.4.2～昭39.4.1	—	〃	—	〃
昭39.4.2～昭40.4.1	—	〃	—	64歳
昭40.4.2～昭41.4.1	—	〃	—	〃
昭41.4.2以降	—	〃	—	(65歳)

[特別支給の老齢厚生年金の計算式]

(1) 定額部分：1,734円×被保険者期間の月数（上限480月）

(2) 報酬比例部分：(ア) + (イ)

(ア) 2003（平成15）年3月以前の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1000} \times \text{2003（平成15）年3月以前の被保険者期間の月数}$$

(イ) 2003（平成15）年4月以後の被保険者期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1000} \times \text{2003（平成15）年4月以後の被保険者期間の月数}$$

[経過的加算の額の計算式]

$$\text{定額部分相当額} - 831,700 \text{円} \times \frac{\text{20歳以上60歳未満の間の厚生年金被保険者期間の月数}}{480 \text{月}}$$

[老齢厚生年金の配偶者の加給年金額] 415,900円

[老齢基礎年金の満額] 831,700円

[老齢基礎年金の振替加算額（一部抜粋）]

受給権者の生年月日	振替加算額
1960（昭和35）年4月2日～1961（昭和36）年4月1日	22,255円
1961（昭和36）年4月2日～1966（昭和41）年4月1日	16,033円

（問題 3 4）

（設問A）会社員の橋口正吾さんが65歳に達する日に会社を退職する場合、以下の＜資料＞に基づき、正吾さんが65歳時点において受け取ることができる老齢給付の額として、正しいものはどれか。

＜資料＞

[橋口家のデータ]

氏名	続柄	備考
橋口 正吾	本人	・ 1961（昭和36）年8月23日生まれ（64歳） ・ 1984（昭和59）年4月にPF社に入社（厚生年金加入）し、65歳に達する日まで厚生年金に加入して働く予定である。
橋口 仁美	妻	・ 1966（昭和41）年1月15日生まれ（59歳） ・ 厚生年金に加入したことはない。 ・ 1998（平成10）年7月に正吾さんと結婚し、その後は国民年金の第3号被保険者である。 ・ 正吾さんに生計維持されており、今後も変わらないものとする。

[正吾さんの厚生年金加入歴等]

1984年
(昭和59年)
4月

▼

2003年
(平成15年)
4月

▼

被保険者期間 228月 平均標準報酬月額 27万円	被保険者期間 220月 平均標準報酬額 45万円	被保険者 期間 60月
▲ 入社	▲ 60歳	▲ 退職

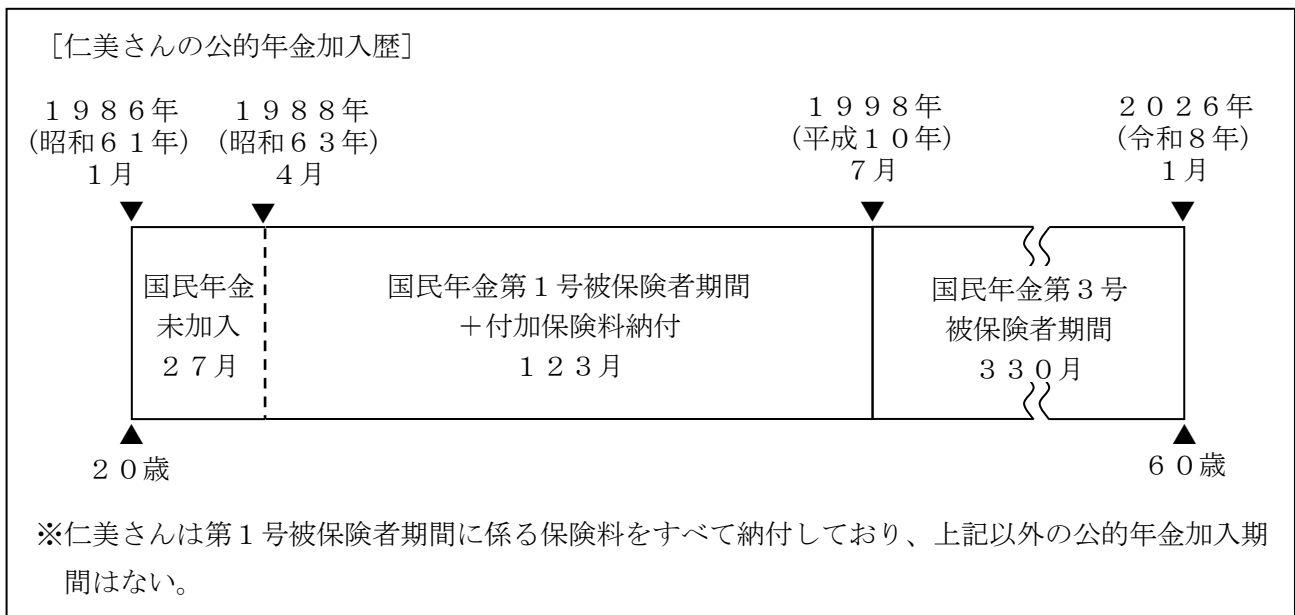
※正吾さんに上記以外の公的年金加入期間はない。また、正吾さんおよび仁美さんは障害の状態にない。

- 1. 1,961,541円
- 2. 2,010,093円
- 3. 2,377,441円
- 4. 2,425,993円

(問題 3 5)

(設問 B) (問題 3 4) の仁美さんは、6 0 歳に達した月に老齢基礎年金の繰上げ請求を行おうと考えている。仁美さんの公的年金加入歴が以下の<資料>のとおりである場合、仁美さんが6 0 歳時点において受け取ることができる繰上げ受給の老齢給付の額として、正しいものはどれか。

<資料>



1. 5 9 6, 5 3 7 円
2. 6 1 5, 2 3 3 円
3. 6 2 1, 1 3 7 円
4. 6 2 7, 4 1 8 円

(問題 36)

(設問C) 老齢年金の配偶者の加給年金額と振替加算に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本設問においては、老齢厚生年金の受給権者を夫、加給年金額および振替加算の対象者を妻とし、妻は夫に生計を維持されているものとする。また、記載のない事項については、加給年金額および振替加算の支給要件を満たしているものとする。

1. 老齢厚生年金の受給権取得当時、厚生年金の被保険者期間が240月未満のため加給年金額が加算されなかった夫が、その後の在職定時改定により被保険者期間が240月以上となった場合、その翌月分の年金から加給年金額が加算される。
2. 夫の老齢厚生年金に加給年金額が加算されている場合、妻が老齢基礎年金の繰上げ請求をしたときは、その加給年金額の支給は停止される。
3. 妻が夫より年上の場合、妻の老齢基礎年金に振替加算が行われることはない。
4. 振替加算額が加算された老齢基礎年金の受給権者である妻が、その後、夫と離婚した場合、振替加算額は加算されなくなる。

(問題 37)

(設問D) 会社員の山根さん(65歳)は、老齢年金の繰下げ受給について、CFP[®]認定者に質問をした。CFP[®]認定者の老齢年金の繰下げ受給に関する次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。なお、山根さんには生計を維持している妻(63歳)がいるものとする。また、記載のない事項については、支給要件を満たしているものとする。

1. 「在職老齢年金制度により山根さんの老齢厚生年金の全部または一部が支給停止される場合、その支給停止相当分は繰下げによる増額の対象とはなりません。」
2. 「山根さんが老齢厚生年金を繰下げ受給する場合であっても、老齢厚生年金に加算される加給年金額は増額されません。」
3. 「山根さんが66歳になる前に、障害厚生年金や遺族厚生年金の受給権者となった場合、老齢厚生年金の繰下げ受給の申出をすることはできません。」
4. 「山根さんが老齢厚生年金の繰下げ受給の申出をする場合、老齢基礎年金も同時に申出をしなければなりません。」

(問題 38)

(設問 E) LM 株式会社に勤務していた野村次郎さんは、2025 年 4 月 13 日に病気のため死亡した。以下の＜資料＞に基づき、次郎さんが死亡した時点で妻の華子さんに支給される公的年金の遺族給付の額として、正しいものはどれか。なお、保険料納付要件および生計維持要件は満たしているものとする。

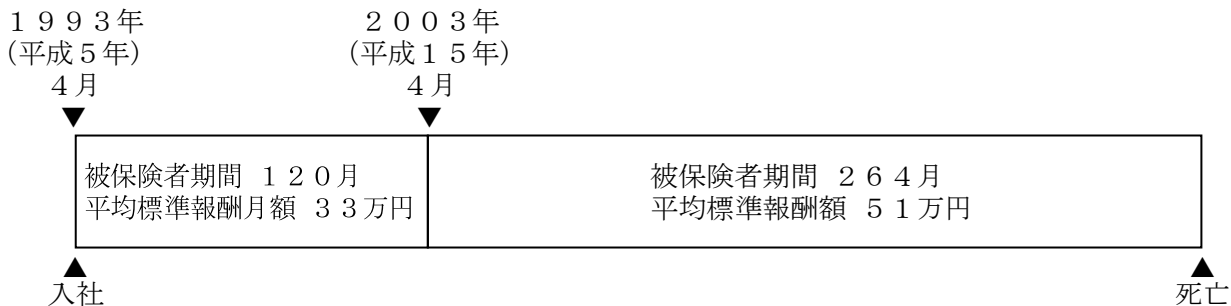
＜資料＞

[野村家のデータ]

氏名	続柄	備考
野村 次郎	夫	・ 1970 (昭和 45) 年 8 月 12 日生まれ (死亡当時 54 歳) ・ 大学卒業後の 22 歳から死亡するまで LM 社に勤務し、厚生年金に加入していた。
野村 華子	本人 (妻)	・ 1974 (昭和 49) 年 6 月 20 日生まれ (51 歳) ・ 28 歳の時に次郎さんと結婚し、以後就労していない。
野村 幸二	長男	・ 2004 (平成 16) 年 5 月 16 日生まれ (21 歳・大学生)
野村 裕美	長女	・ 2006 (平成 18) 年 4 月 17 日生まれ (19 歳・大学生) ・ 先天性疾患により、障害等級 2 級に該当する障害の状態にある。
野村 美麗	二女	・ 2009 (平成 21) 年 7 月 25 日生まれ (16 歳・高校生)

※野村さん家族は同一世帯であり、長女を除き障害の状態にない。

[次郎さんの厚生年金加入歴等]



[遺族厚生年金額の計算式]

$(① + ②) \times 3 / 4$

① 2003 (平成 15) 年 3 月以前の被保険者期間分

平均標準報酬月額 $\times \frac{7.125}{1000} \times$ 2003 (平成 15) 年 3 月以前の被保険者期間の月数

② 2003 (平成 15) 年 4 月以後の被保険者期間分

平均標準報酬額 $\times \frac{5.481}{1000} \times$ 2003 (平成 15) 年 4 月以後の被保険者期間の月数

※短期要件に基づく遺族厚生年金額は、被保険者期間が 300 月未満の場合は、300 月とみなして計算する。

[中高齢寡婦加算の額]	623,800円
[遺族基礎年金の額]	831,700円
[子の加算額]	第1子、第2子 1人当たり 239,300円
	第3子以降 1人当たり 79,800円

1. 1,836,084円
2. 2,075,384円
3. 2,155,184円
4. 2,330,412円

(問題39)

(設問F) 個人事業主である湯本一郎さんは、2025年10月12日に病気のため死亡した。以下の<資料>に基づき、一郎さんの死亡により遺族が受け取ることができる国民年金の遺族給付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

<資料>

[湯本家のデータ]

氏名	続柄	備考
湯本 一郎	夫	1968 (昭和43) 年5月30日生まれ (死亡当時57歳) 20歳から死亡するまでの間、国民年金の第1号被保険者として、国民年金保険料および付加保険料を継続して納付した。 - 厚生年金の加入歴はなく、障害基礎年金の支給を受けたことはない。
湯本 久子	妻	1966 (昭和41) 年12月23日生まれ (58歳) 22歳から12年間厚生年金に加入していたが、34歳の時に一郎さんと結婚してからは国民年金の第1号被保険者として、国民年金保険料および付加保険料を継続して納付しており、今後も60歳に達するまでの間、引き続き納付する予定である。
湯本 朱音	長女	2004 (平成16) 年7月8日生まれ (21歳・大学生) 20歳から国民年金の第1号被保険者となり、以後継続して学生納付特例の適用を受けている。

※久子さんと朱音さんは一郎さんに生計を維持されていた。

1. 久子さんが寡婦年金を受給する場合の支給額は、一郎さんが受給できるはずだった国民年金第1号被保険者期間に基づく老齢基礎年金額および付加年金額の4分の3に相当する額である。
2. 久子さんが寡婦年金を受給する場合、一郎さんが60歳に達するはずだった日の属する月の翌月である2028年6月分から受給することができる。
3. 久子さんが死亡一時金を受給する場合、一郎さんが付加保険料を3年以上納付しているため、死亡一時金に8,500円が加算される。
4. 久子さんが死亡一時金の請求を行わず、寡婦年金を受給する場合、死亡一時金の受給権は次順位の遺族に当たる朱音さんに移る。

(問題 40)

(設問G) 障害年金とその他の公的年金等との支給調整等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない年金等の支給要件はすべて満たしているものとする。

1. 同一の支給事由により、国民年金および厚生年金の障害年金給付と労働者災害補償保険の年金給付の支給を同時に受けることができる場合、国民年金および厚生年金の障害年金給付が全額支給され、労働者災害補償保険の年金給付は所定の割合で減額される。
2. 障害厚生年金の受給権者が、雇用保険の高年齢雇用継続給付を受給することができる場合、障害厚生年金と高年齢雇用継続給付は調整されることなく併給される。
3. 同一の支給事由により、障害厚生年金および健康保険の傷病手当金の支給を受けることができる場合、障害厚生年金の額（同一支給事由の障害基礎年金を受けることができるときは、その合算額）を360で除した額が傷病手当金の日額よりも少ないときは、その差額に相当する傷病手当金が支給される。
4. 障害厚生年金の受給権者が、老齢基礎年金の受給権を有する場合、当該受給権者の年齢にかかわらず障害厚生年金と老齢基礎年金は併給される。

(問題 41)

(設問H) 日本年金機構のねんきん定期便およびねんきんネットに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. ねんきん定期便の「老齢年金の見込額」には、配偶者の情報が必要となる加給年金額は反映されない。
2. ねんきん定期便は、毎年誕生月（1日生まれの人には誕生月の前月）にはがきで届くが、節目年齢と位置付けられる40歳、50歳、59歳の年は封書で届く。
3. ねんきんネットの利用登録方法は、ねんきん定期便記載のアクセスキー等を利用してユーザIDを取得する方法と日本年金機構のホームページに必要事項を入力してユーザIDが記載されたはがきを郵送してもらう方法の2つに限られる。
4. ねんきんネットでは、今後の働き方などの試算条件に基づく年金見込額の試算機能は、70歳以上の者は利用することができない。

問9

企業年金や退職金等に関する以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題42)

(設問A) 企業型確定拠出年金（以下「企業型」という）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 企業型の老齢給付金の受給権を有する者も、企業型の加入者となることができる。
2. 企業型における老齢給付金の受給開始の上限年齢は70歳である。
3. 企業型の掛金は、月単位での拠出のほか、賞与時期のみの拠出とすることも可能である。
4. 企業型の加入者が掛金を拠出（マッチング拠出）している場合、個人型確定拠出年金（i D e C o）にも加入し、掛金を拠出することができる。

(問題 4 3)

(設問B) 自営業者の中井さん(37歳7ヵ月)は、老後の年金が老齢基礎年金のみであることに不安を感じており、国民年金基金への加入を検討している。中井さんが現時点で以下の<資料>のとおり国民年金基金に加入した場合、65歳時点で受給することができる年金額(年額)として、正しいものはどれか。なお、受給年金額(年額)は百円未満を四捨五入すること。

<資料>

[給付の型と加入口数]

給付の型		加入口数	受給年金額(1口当たり)		給付の内容
1口目	A型	1口	15,000円	65歳～終身	15年保証期間付
2口目以降	A型	1口	5,000円	65歳～終身	15年保証期間付
	I型	2口	5,000円	65歳～80歳	15年確定年金

[加算額の計算]

50歳未満の人が誕生月以外の月に加入した場合、次年齢に達するまでの月数に応じて年金額に加算額が加算される。

加算額(年額) = 単位加算額 × 加算月数 × 加入口数

※加算月数は、加入の翌月から次年齢に達する月までの月数

加入時年齢	単位加算額	
	1口目の年金	2口目以降の年金
37歳	1口 801円	1口 267円
38歳	1口 834円	1口 278円

1. 366,700円
2. 368,000円
3. 368,300円
4. 371,200円

(問題 4 4)

(設問C) 個人事業主の永井さん(39歳)は、60歳になったら長男に事業の全部を譲渡することを考えており、その後の老後資金確保のため、小規模企業共済制度への加入を検討している。以下の<資料>に基づき、永井さんが受け取ることができる基本共済金(以下「共済金」という)の額として、正しいものはどれか。なお、加入条件はすべて満たしているものとする。

<資料>

[永井さんの加入内容等]

- ・ 40歳から60歳になるまで20年間加入するものとする。
- ・ 共済金は、事業の全部を譲渡した後に請求し一括で受け取るものとする。
- ・ 掛金月額の推移 40歳加入時：15,000円
45歳から：30,000円(15,000円増額)
50歳から：60,000円(30,000円増額)

[共済金に関する事項]

共済金の額は、請求事由、掛金月額、掛金納付月数によって算定される。

共済金A：個人事業主については、個人事業を廃業したとき、配偶者または子へ事業の全部を譲渡したとき、共済契約者が死亡したとき

共済金B：個人事業主については、180月以上掛金を払い込んだ者が65歳以上になったとき

準共済金：個人事業を法人成りした結果、加入資格がなくなったとき

[掛金1口(500円)当たりの共済金の額]

掛金納付月数	共済金A	共済金B	準共済金
60月	31,070円	30,730円	30,000円
120月	64,530円	63,040円	60,000円
180月	100,550円	97,020円	90,000円
240月	139,320円	132,940円	120,975円
360月	217,400円	210,590円	191,637円

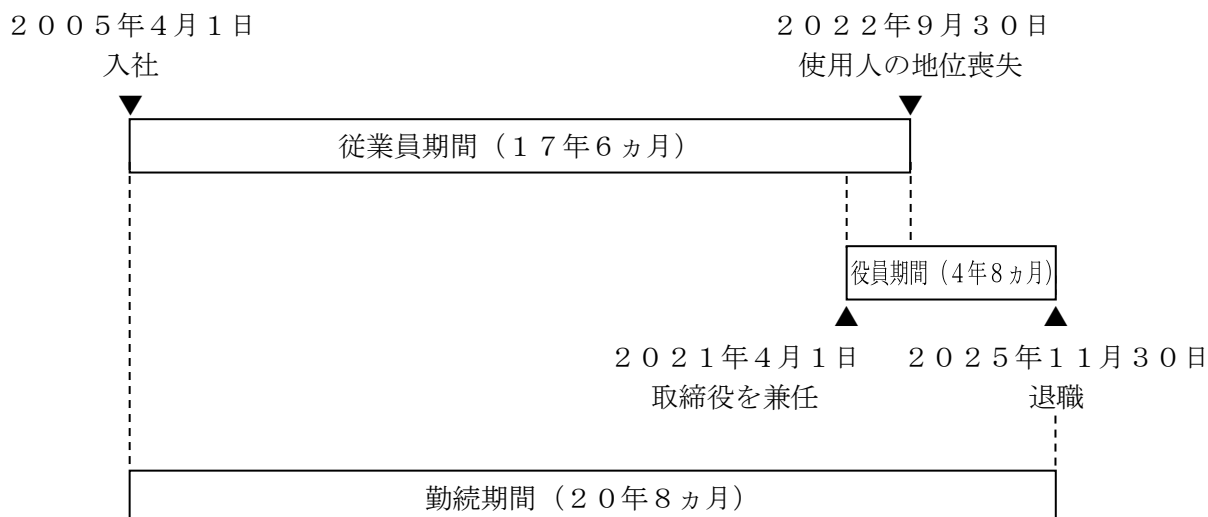
1. 10,330,500円
2. 10,539,900円
3. 10,681,200円
4. 11,067,900円

(問題 45)

(設問D) 平尾さんは、K Y株式会社に勤務し、2021年4月からは取締役を兼任し、その後取締役専任となり、2025年11月に退職して、従業員期間と役員期間を合わせた退職一時金が支給される予定である。以下の<資料>に基づく平尾さんの2025年分の所得税に係る退職所得の金額として、正しいものはどれか。なお、このほかに退職所得はない。

<資料>

[平尾さんのK Y社における勤続期間等]



[平尾さんが受け取る退職一時金の額]

従業員期間分：2,000万円 役員期間分：500万円

[退職所得金額の算出方法]

退職所得金額＝(特定役員退職手当等の収入金額－特定役員退職所得控除額)＋
(一般退職手当等の収入金額－一般退職所得控除額)×1/2

特定役員退職所得控除額：①と②の金額の合計額

① 40万円×(特定役員等勤続年数－重複勤続年数)

② 20万円×重複勤続年数

一般退職所得控除額：③または④の金額から特定役員退職所得控除額を控除した残額

③ 勤続年数が20年以下の場合：40万円×勤続年数

④ 勤続年数が20年を超える場合：800万円＋70万円×(勤続年数－20年)

※各勤続年数の1年未満の端数は、それぞれ1年に切り上げる。

1. 815万円
2. 985万円
3. 1,005万円
4. 1,630万円

問 10

中小法人の資金計画に関する以下の設問Aについて、答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題46)

(設問A) 中小企業者を対象とした信用保証協会の信用保証制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 信用保証制度を利用する場合、団体信用生命保険へ加入しなければならない。
2. 会社が所有する不動産の担保提供があり十分な保全が図られている場合、信用保証協会は会社の代表者の連帯保証を不要とする取扱いをすることができる。
3. 農業が主たる事業の場合、信用保証制度の保証対象とならない。
4. 中小企業者が信用保証を受けた借入金を返済できなくなった場合、信用保証協会が借入金残高の全額を金融機関に代位弁済する。

問 1 1

C F P[®]認定者にとって、リタイアメントプランニングに関する情報に関心をもち、情報収集しておくことは大切です。以下の設問A～Dについて、それぞれの答えを1～4の中から1つ選んでください。

(問題 4 7)

(設問A) 浜松由伸さんは、公証役場に出向き、以下の＜条件＞に基づいて、公正証書遺言1通を作成する予定である。＜公正証書作成手数料の表＞に基づいて計算した手数料の合計額として、正しいものはどれか。なお、公正証書の枚数による手数料の加算は考慮しないものとする。

＜条件＞

- ・ 由伸さんの推定相続人は、妻、長男および二男である。
- ・ 由伸さんの所有財産は下表のとおりであり、現金の合計額は12,800万円である。
- ・ 宅地、建物の評価額および取得予定者は下表のとおりである。
- ・ 妻、長男および二男が取得する財産の相続税評価額が法定相続分と同じになるように現金を分割する。
- ・ 祭祀主宰者は長男と指定する。

[遺産分割とその価額]

取得予定者	財産	固定資産税評価証明書を 基にした評価額	相続税評価額
妻	甲宅地上の建物	1,600万円	1,600万円
	乙宅地上の建物	1,400万円	1,400万円
	現金	—	****万円
長男	甲宅地	3,000万円	3,500万円
	現金	—	****万円
二男	乙宅地	2,000万円	2,300万円
	現金	—	****万円
合計		—	21,600万円

※問題作成の都合上、表の一部を「****」にしてある。

＜公正証書作成手数料の表＞

目的の価額	手数料
100万円以下	5,000円
100万円を超え200万円以下	7,000円
200万円を超え500万円以下	11,000円
500万円を超え1,000万円以下	17,000円
1,000万円を超え3,000万円以下	23,000円
3,000万円を超え5,000万円以下	29,000円
5,000万円を超え1億円以下	43,000円
1億円を超え3億円以下	43,000円に超過額5,000万円までごとに13,000円を加算した額
3億円を超え10億円以下	95,000円に超過額5,000万円までごとに11,000円を加算した額
10億円を超える場合	249,000円に超過額5,000万円までごとに8,000円を加算した額

※宅地および建物に係る目的の価額は、固定資産税評価証明書を基にした評価額によるものとする。

※推定相続人ごとに目的の価額を算出してそれぞれの手数を算定し、その合計額が公正証書作成手数料の額となる。

※遺言加算：1通の公正証書遺言における目的の価額の合計額が1億円を超えないときは、11,000円を加算する。

※祭祀主宰者が指定されている場合は、手数料に別途11,000円を加算する。

1. 128,000円
2. 139,000円
3. 150,000円
4. 153,000円

(問題48)

(設問B) 財産管理等委任契約、任意後見制度および成年後見制度に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 財産管理等委任契約は民法上の委任契約に基づき、財産の管理等を委任者本人が選んだ受任者に委任する契約で、契約締結後直ちに効力を生じさせることができる。
2. 財産管理等委任契約については、委任者と受任者との間での公正証書による契約は義務付けられていない。
3. 任意後見契約の委任者の死亡届について、任意後見人は届出人となることができるが、任意後見受任者は任意後見契約が発効前のため、届出人となることはできない。
4. 成年後見人は成年被後見人が死亡した場合、必要があるときは、成年被後見人の相続人の意思に反することが明らかなときを除き、家庭裁判所の許可を得て、成年被後見人の遺体の火葬に関する契約の締結を行うことができる。

(問題 49)

(設問C) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）に基づくサービス付き高齢者向け住宅に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 入居者本人の要件は、65歳以上の人または65歳未満の要介護認定もしくは要支援認定を受けている人とされている。
2. 各居住部分の床面積は、居間、食堂、台所その他の住宅居住部分が、高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合は、18㎡以上とされている。
3. 事業者は、賃貸借方式の契約の場合、入居者から入居時に敷金を受領することができる。
4. 事業者は、契約において前払金の算定の基礎、返還債務の金額の算定方法を明示している場合、入居者から家賃やサービスの対価を前払金で受領することができる。

(問題 50)

(設問D) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）に基づく終身建物賃貸借制度（以下「本制度」という）に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 終身建物賃貸借契約は、認可を受けた事業者が賃借人である一定の高齢者と公正証書等の書面によって締結し、賃借人が死亡することにより当該契約が終了する契約である。
2. 賃借人は70歳以上の高齢者に限られるが、70歳未満の場合でも、配偶者が70歳以上の高齢者であれば、配偶者と同居することを条件に入居することができる。
3. 賃借人が、親族と同居することになり終身建物賃貸借契約を解約する場合、6ヵ月以上前に解約の申入れをしなければならない。
4. 賃借人が本制度による住宅に長期にわたり居住せず、かつ、居住の見込みもないために当該住宅を適正に管理できない場合、事業者は都道府県知事または指定都市等の市長の承認を得ずに終身建物賃貸借契約を解約することができる。